

序 論

- I 基本方針の趣旨
- II 基本方針策定の背景
- III 和光市の特性・地域文化資源
- IV 対象

I 基本方針の趣旨

文化は、感性を育み、人々の心を豊かにします。また、私たちの表現力を高めます。そして、心豊かな地域づくりを推進します。その活動によって、人々のコミュニケーションが盛んになり、私たちに活力を与えます。その可能性は計り知れません。

私たちは、この文化が有する活力を存分に享受することで、心の充実、生活の充実、社会の充実を実現することができます。

そのために、私たちは文化に親しめる環境を整備し、和光市特有の歴史や伝統を大切に保存・継承・活用するとともに、新しい文化を創造し、和光らしさを表現していく必要があります。

この文化振興基本方針は、市が市民や企業等と協働して行う様々な文化振興施策を総合的、効果的に推進していくための基本的な方向を明らかにするとともに、市民文化活動の共通のより所となる考え方を示すものです。

市は、社会情勢や市民ニーズの変化、施策の効果に関する評価等を踏まえ、必要に応じてこの方針の見直しを行います。

II 基本方針策定の背景

今日、価値観の多様化、少子・高齢化、国際化、高度情報化等の変化が急速に進む中、人間らしさを取り戻すことや、将来を担う子どもたちの育成、地域コミュニティの活性化などが問われています。そのような中で、人々の精神生活や社会を支える基盤として、文化の振興はますます重要となっています。

文化振興に関連する法令として、平成 13 年 12 月に公布・施行された『文化芸術振興基本法』※において、地方公共団体は「地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。平成 29 年 6 月の改正では『文化芸術基本法』と名称を改め、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り組みとともに、文化芸術により生み出され様々な価値を文化芸術の更なる継承、発展及び創造に活用することの重要性が明らかにされました。

平成 24 年 6 月に施行された『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』※において、劇場、音楽堂等を設置する者は「事業を自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努める」と示されました。また、地方公共団体は、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努める」と示されました。

平成 30 年 6 月に施行された『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』※で

は、障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く支援することとしています。また、地方公共団体は、「障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する」と示されました。

和光市では、令和3年3月に『第五次和光市総合振興計画基本構想』が策定しました。その中で、文化振興については、目標像10「趣味などを通して充実した時間を過ごせる」施策10-2「創造的な文化の振興」として挙げられており、「文化活動を行う市民の自主性を尊重され、創造的な文化活動が活発になり、市民が協働に愛着を持てる」ようにすることが目標です。また、歴史的文化資源・地域文化資源※の保護や活用については、目標像12「シビックプライドを持っている」施策12-2「歴史的文化資源の保護・活用」として挙げられており、「市民の貴重な財産である文化財や郷土の歴史を後世につたえていくとともに、市民が郷土への愛着意識を持てる」ようにすることが目標です。しかし、現状として、本市の地域文化資源が市民に広く知られていません。また、市民や地域の文化団体、企業、行政などが協働した文化活動にも力を入れ、また、観光、まちづくり、国際交流、教育及び産業などの各関連分野における施策に取り組む必要があります。

以上のことから、和光市の地域の特性に応じた文化振興ビジョンを定めることが課題となっていたことから、この基本方針の策定に至りました。

和光市は、都心と地方を結ぶ交通アクセス上、利便性の高い地域に位置しており、みどり豊かな住環境は市の特色となっています。人口は年々増加し、ベッドタウン化の傾向がより強くなっています。周辺地域と比較しても住民の転出転入が激しいために、地域の個性や特色が見えにくくなっています。こうした状況の中、市民が自分の住んでいるまちを意識するためにも、様々な文化活動を盛んにして人々の結びつきを強めるとともに、和光市の魅力でもある水や緑、地域文化資源を大切にし、活用を図り、その価値を伝えていくことが求められています。

Ⅲ 和光市の特性・地域文化資源

1 和光市の特性

- (1) 武蔵野の台地の北東部に位置する和光市は、その面影を残した湧き水とみどり豊かなまちであるとともに、都心との交通の利便性が高く、人口も増加傾向にあり、若い世代が多いまちです。
- (2) 市内に点在する湧き水は、古くから文化や暮らしに影響を与えてきました。江戸時代の白子宿の繁栄とともに、洗い場跡や石組み水路など、今でもその名残が見られる湧き水豊かなまちです。
- (3) 若い世代が多いまちのため、地域コミュニティが育ちにくく、人と人とのコミュ

ニケーションの希薄化が見られる反面、若い力が新たな文化を生み出す可能性をもっているまちです。

(4) 理化学研究所や国の施設があり、外国人も多く、国際色豊かなまちです。

2 和光市の主な地域文化資源

(1) 考古資料（出土遺物など）

(2) 歴史資料（『永代地方目録えいだいじかたもくろくおぼえ』や『五輪塔』など）

(3) 建造物（『旧富岡家住宅』や『長屋門』など）

(4) 美術工芸品（『甲冑かつちゆう』など）

(5) 民俗・民具・芸能・行事（『百庚申ひやくこうしん』、『ささら獅子舞ししまい』、及び『白子囃子ぼやし』など）

(6) 史跡・天然記念物（『午王山遺跡ごぼうやまいせき』や長照寺の『大いちょうちようしょうじ』など）

(7) 社寺

(8) 地名・道・湧水・自然植物（『川越街道』や『不動の滝』など）

(9) 和光市ゆかりの文化人（童謡詩人『清水 かつら』や児童文学作家『大石 真』）

(10) 和光太鼓

(11) 和光市民文化センター『サンアゼリア』などの文化施設

IV 対象

文化は、人の生活に関わるものすべてを意味し、人々の生活や人とのふれあいの中から生まれる有形・無形のものであり、それは、人の心と生活にゆとりと潤いを与え、まちに活力と美しさをもたらします。

そうしたことから文化とは、日常的な活動から非日常的な活動、つまり衣・食・住そのものから、芸術・学術、さらには生活文化※やスポーツ、宗教にいたるまで、非常に広範囲に及ぶことから、「人の生き方そのもの」といえます。

このように文化の概念は広範で、人によってとらえ方も様々なことから、基本方針の策定に当たっては、専門的な文化※、市民主体の文化活動、文化財※、地域文化資源、文化によるまちづくりを主な対象とします。